

## 十日町市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づき住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録した当該住民票の写し等の本人に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書及び戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本及び抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この告示において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等の交付を申出する者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

### (対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、国内に住所を有する者であつて、次条第1項の規定により登録の申込みをした日において次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住基法の規定により市の住民基本台帳又は戸籍の附票（消除された住民票（消除された日から起算して5年を経過したものを除く。）又は除かれた戸籍の附票を含む。）に記載されている者
- (2) 戸籍法の規定により市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象としない。

(登録の申込み等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する対象者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ十日町市本人通知制度登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)により、市長に登録を申し込まなければならない。

2 前項の場合において、申込者は、個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等(本人の顔写真が貼付されたものに限る。)その他市長が適当と認める書類の提示又は提出によって、本人確認を受けなければならない。

3 申込者は、第1項の規定による申込みを代理人によって行うときは、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類

(2) 法定代理人以外の代理人 委任状

4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵送により第1項の申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により、窓口で直接申込みをすることができないとき。

(2) 本市以外の市区町村に居住しているとき。

5 申込者は、前項の規定により郵送による申込みを行うときは、第2項に規定する書類の提示については、当該書類の写しを送付するものとする。

(登録等)

第5条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、十日町市本人通知制度登録者名簿(様式第2号。以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者(以下「登録者」という。)であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

3 本人通知制度の登録の期間は、登録の日から5年を経過した日の属する年度の翌年度の12月31日までとする。

(登録の更新)

第6条 登録者は、登録の期間の満了後も引き続き本人通知制度による通知を受けようとするときは、申込書により登録の期間の更新の届出を市長に行わなければならない。

2 前項に規定する登録の期間の更新の届出は、当該登録の期間が満了する日の3月前の日から行うことができる。

3 第4条第1項から第4項までの規定は、第1項に規定する登録の期間の更新の届出について準用する。

(本人通知の実施)

第7条 市長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、十日町市住民票の写し等交付通知書(様式第3号)により、当該登録者(当該登録者が15歳未満であるときは、その法定代理人)に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第三者からの住民票の写し等の交付の請求の内容が、戸籍法第10条の2第5項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)に規定する業務に係る請求に該当するときは、本人への通知を行わないものとする。

3 第1項の規定による通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 交付した住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付請求者の区分

4 本人への通知は、本人通知制度の登録を行った日の翌日以後に交付された住民票の写し等について行うものとする。

(登録の変更等)

第8条 登録者は、氏名、住所、本籍その他登録した内容に変更があったとき、又は登録の廃止をしようとするときは、十日町市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

(登録の廃止)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を廃止するものとする。

- (1) 登録者が死亡又は失踪の宣告を受けたとき。
- (2) 登録者が国外に転出したとき。
- (3) 登録者の居住地が判明せず、当該通知書を送達できなくなったとき。
- (4) 登録者が本人への通知を求める住民票の写し等の種別のすべてが市において交付できなくなったとき。
- (5) その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月1日から施行する。